

進めよう 住まいの耐震化

「川西市住宅耐震改修促進事業」のご案内

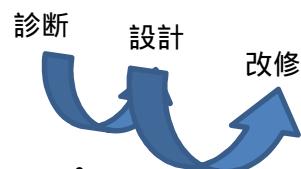
昭和56年5月以前に着工された住宅にお住まいの方へ



川西市では阪神淡路大震災の教訓をふまえて、安心・安全な住まい・まちづくりを推進するために、耐震改修工事等を行う住宅の所有者の方に対し、その費用の一部を補助します。

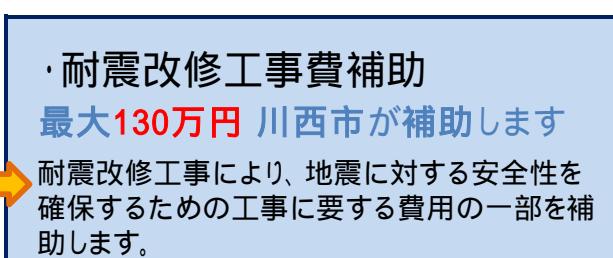
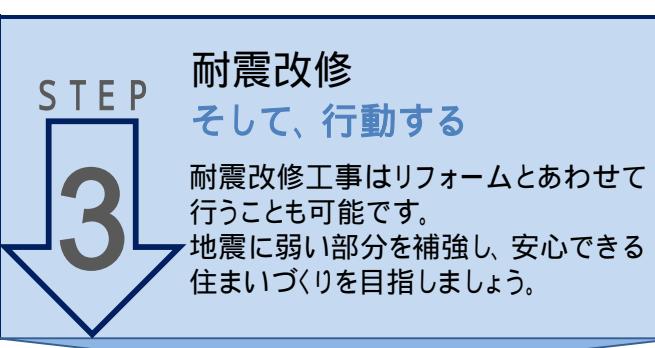
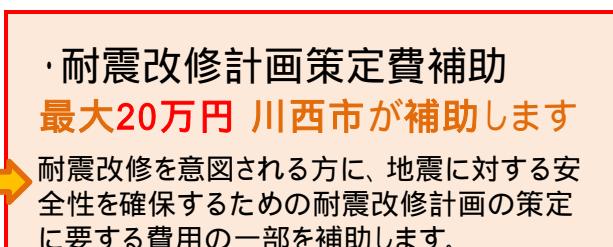
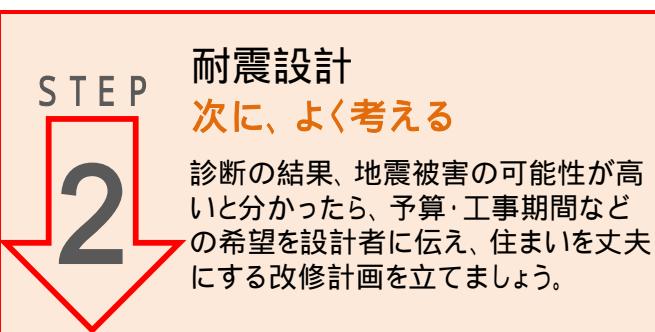
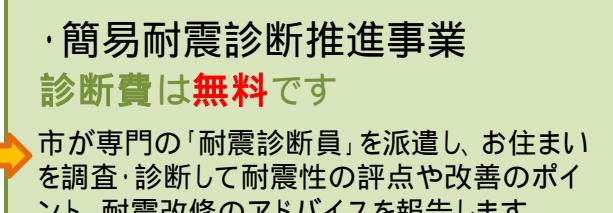
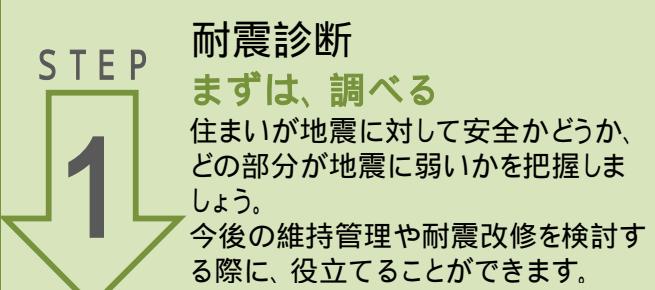
安全性を確保するための3ステップ

地震はいつやってくるか分かりません。あなたやご家族の命を守るために、大きな地震に耐えることができる住まいづくりをめざしましょう。
住まいの耐震性を高めるためには、大きく分けて3つのステップがあります。

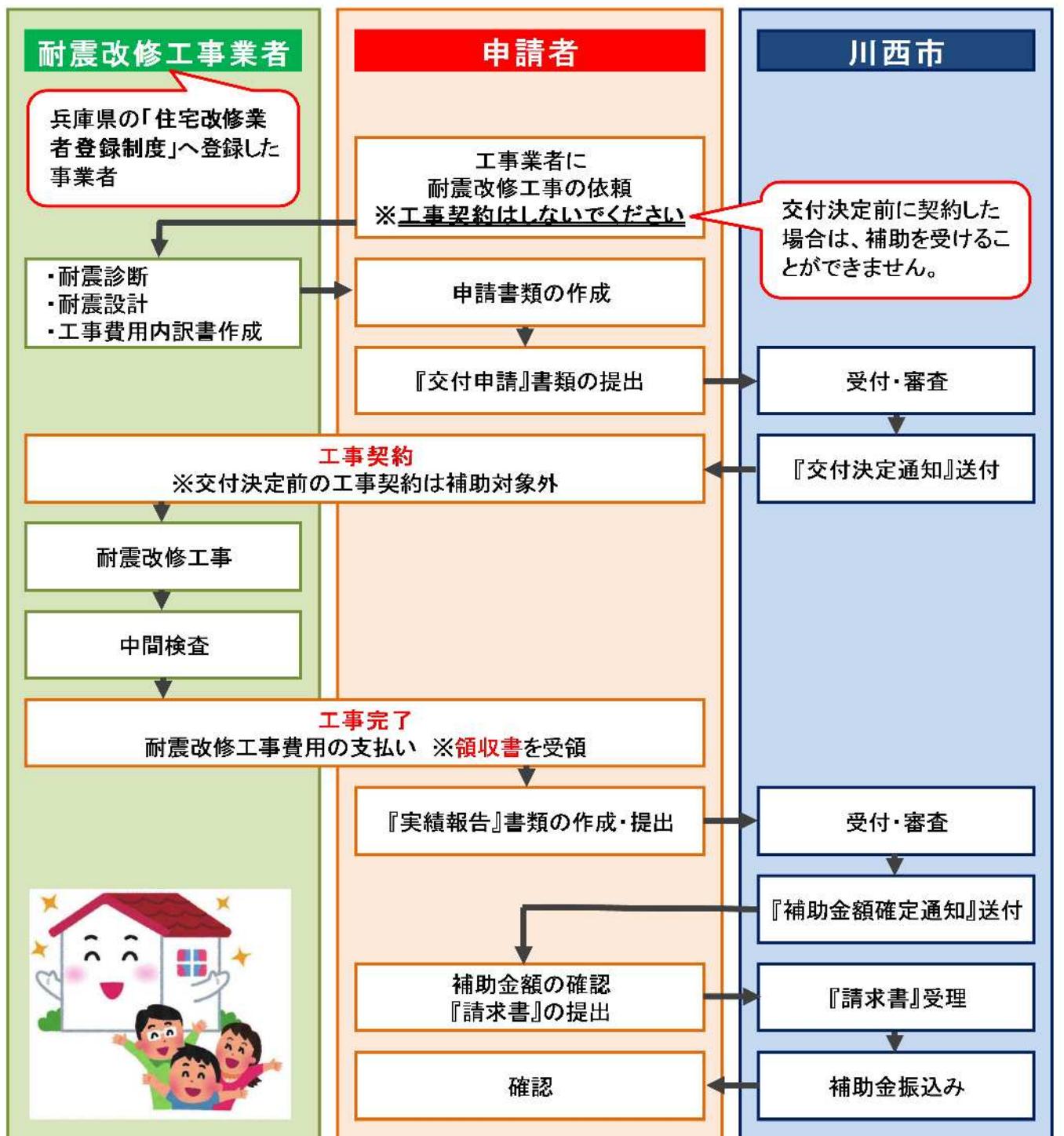


耐震化の3つのステップ

川西市のサポート



申し込みから補助金交付までの流れ 例)耐震改修工事費補助の場合



平成29年度から、「川西市住宅耐震改修促進事業」の補助を受けて住宅の耐震改修工事を行う場合には、兵庫県「住宅改修業者登録制度」による登録を受けた事業者との契約が必要になります。

計画策定費補助の実績報告書と耐震改修工事費の交付申請書は同時に提出が可能です。

当該年度内に耐震改修工事を完了させ、かつ、実績報告時に必要な書類を提出する必要がありますので、工事のスケジュールについては、十分にご注意ください。

【お申し込み窓口・お問い合わせ先】
川西市役所 5階 建築指導課
TEL:(072)740-1205(直通)



耐震改修などをされる場合、次の制度がありますのでご活用ください！

<共通事項>

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・川西市内に対象となる住宅を所有する市民 ・所得が1,200万円以下の方（耐震改修計画策定費補助を除く） ・兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する方（防災ベッド等設置助成事業：兵庫県家財再建共済制度も含む）
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・違反建築物でないもの



申込みが予定数に達し次第終了します。

耐震改修計画策定費補助

耐震改修工事を行うにあたり、設計（耐震改修の補強計画や工事額の算出）に要する費用への補助

対象住宅 (1)	耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの <木造>評点1.0未満 <鉄骨造>Is値0.6未満 <(鉄骨)鉄筋コンクリート造>Is/Is0値1.0未満
対象費用	安全性を確保するための耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積の作成）とそれに伴う耐震診断に要する費用
補助金額	戸建住宅：対象費用の2/3（上限額20万円） 共同住宅：対象費用の2/3（上限額12万円/戸）

耐震改修工事費補助

地震に対する十分な安全性を確保する耐震改修工事に対する補助

対象住宅	1に同じ
対象費用	耐震改修工事に要する費用（<木造>評点1.0以上、<鉄骨造>Is値0.6以上、<(鉄骨)鉄筋コンクリート造>Is/Is0値1.0以上）
補助金額	戸建住宅：定額（総額が50万円未満の経費は補助対象外） 対象となる費用（万円） 50～ 75～ 100～ 150～ 200～ 300～ 補助額定額（万円） 30 40 60 80 100 130 共同住宅：対象費用の1/2（上限額40万円/戸）
住宅改修業者登録制度 (2)	補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表ができる事業者との契約による工事であること。

簡易耐震改修工事費補助

地震に対する一定の安全性を確保するために、耐震改修計画策定及び耐震改修工事等に対する補助

対象住宅	耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの <木造>評点0.7未満 <鉄骨造>Is値0.3未満
対象費用	耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費
補助金額	定額50万円（総額が50万円未満の経費は補助対象外）
住宅改修業者登録制度	2に同じ

屋根軽量化工事費補助

木造住宅で非常に重い屋根（土葺瓦屋根）を軽量化する工事に対する補助

対象住宅	耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの <木造>評点0.7以上1.0未満
対象費用	非常に重い（土葺瓦）屋根から重い屋根（浅瓦葺等）又は軽い屋根（スレート板、鉄板葺等）に軽量化する工事及び併せて実施する耐震改修工事に要する費用
補助金額	定額50万円（対象費用が50万円未満の工事は補助対象外）
住宅改修業者登録制度	2に同じ

シェルター型工事費補助

家屋が倒壊しても一部屋の空間を確保する「耐震シェルター」の設置工事に対する補助

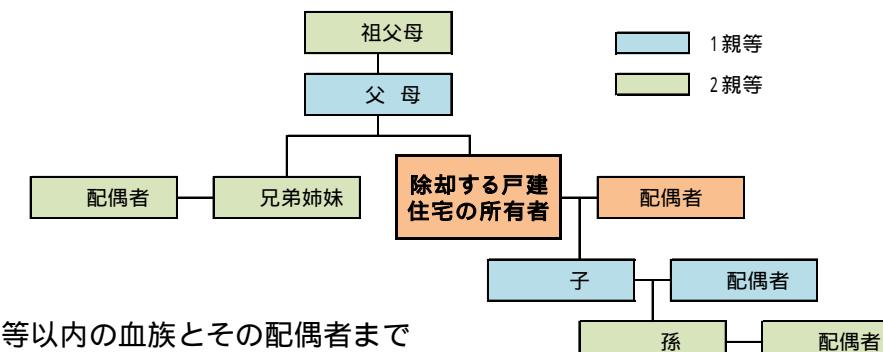
対象住宅	1に同じ
対象費用	耐震シェルター設置に要する費用（指定する工法に限る）
補助金額	定額50万円（対象費用が50万円未満の工事は補助対象外）

建替工事費補助

耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅の建替え工事に対する補助

対象者	以下のすべてを満たす市民 ・除却する戸建住宅の所有者又はその2親等以内の親族 3 ・新たに建築する戸建住宅の所有者
対象住宅 除却	以下のすべてを満たす戸建住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 1に同じ ・所有者又はその2親等以内の親族 3が居住するもの
対象住宅 新築	以下のすべてを満たす戸建住宅 ・申請者が居住するもの ・兵庫県住宅再建共済制度に加入すること
対象費用	戸建住宅の建替えに要する費用（除却のみ又は建築のみの場合は補助対象外）
補助金額	定額100万円（対象費用が100万円未満の工事は補助対象外）

3 補助対象となる「2親等以内の親族」



防災ベッド等設置助成

対象住宅	1に同じ
対象費用	防災ベッド設置に要する費用（指定するものに限る）
補助金額	定額10万円/台（対象費用が10万円未満の場合は補助対象外）